

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室
環境省 環境保健部 企画課 化学物質審査室

パブリックコメント担当御中

「TCPA 由来その他顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生 HCB に係る BAT レベルに関する報告書(案)」に対する意見

[氏名]	化成品工業協会 技術部 橋本正雄
[住所]	東京都港区六本木5 - 18 - 17
[電話番号]	03 - 3585 - 3374
[FAX番号]	03 - 3589 - 4236
[電子メールアドレス]	hashimoto@kaseikyo.jp
[意見(1)]	<p>・該当箇所： P4からP5の「4. 副生する特定化学物質に係る考え方」の再掲部分</p> <p>・意見内容：</p> <p>化審法の運用に関連してBATを導入・規定するにあたって、化審法において意図的に合成される第一種特定化学物質(以下「1特物質」という)と非意図的副生物(以下「1特不純物」という)の取扱いは異なること、したがって1特物質と1特不純物の規制・管理も異なることを明確にして戴きたい。即ち、1特物質(意図的)はハザード規制(蛇口規制)であるが、非意図的な1特不純物は化審法対象外であることを再度確認した上で、ただし1特不純物は不純物といえども、ある限度を超える環境暴露は回避されるべきであるので、「“非意図的”の上限管理基準としてのBAT」を化審法の規制値ではなく、行政指導の指針(事業者のBAT管理の基準)とするのが妥当ではないでしょうか。</p> <p>・理由：</p> <p>別紙2において化審法における1特不純物に係る国の考え方として「本法はいずれも意図的に合成され、販売されることを念頭において制定されている。このため意図的に合成されているとはいえないものについては、本法規制は及ばないとの考え方もありうる。」と記されており、さらにこの1特不純物は化審法対象外という考え方は引用資料[1]の国会答弁(通産省・製造産業局長)で明確にされている。</p> <p>一方、別紙2においては「しかしながら1特物質の環境暴露の抑制に細心の注意を払うのは化学工業者の最低限の義務であるので、たとえ不純物であってもBATレベル以上を含有するものについては、これを1特物質の製造とみなして、化審法による規制を行うこととする」という主旨の国の考え方が述べられている(昭和54年、非公開の審議会資料)。しかしながら、これより7年後の国会答弁(引用資料[1])で、非意図的副生物は化審法対象外であるとの確認が行われている。</p> <p>「非意図的」であるから野放しという考えも間違っているが、化審法対象外のものをBATという概念で一気に1特物質と同じ「規制」を行うというのも如何にも極端な考え方である。</p> <p>別紙3のPOPs条約では、リスク評価と社会経済性評価に基づいて、意図的行為(製造・輸入)は第3条で規制(禁止)され、非意図的行為(副生物)は第5条でBAT管理によって消滅が行われており、「意図的」と「非意図的」の取扱いは規制と自主管理の組み合わせの考え方が採用されている。したがって、化審法でも「1特物質(意図的)の国によるハザード規制」及び「1特不純物(非意図的)の事業者によるBAT管理/国による行政指導」の組み合わせを採用するのが妥当であると考えます。これによって、前記の国会答弁の「不純物は化審法の対象外」という原則に則りつつ、「非意図的」なリスクの管理を行政指導によってコントロールできることとなります。</p> <p>ここで、「化審法による規制」ではなく、「事業者によるBAT管理」の提案を妥当なものとする根拠として</p>

引用資料[2]と引用資料[3]を挙げておきます。即ち、前者の環境省の環境モニタリングデータ(黒本調査)によると、我が国の全てのHCB排出源の影響を反映するHCB環境濃度は、測定開始から現在まで約18年間、右肩下りの減少傾向を保っており、米国EPAの提案する「許容しうる生涯発癌リスクレベル(TDI)」に対して約1/200(大気中)及び1/7000(飲料水中)であり、性急なHCB排出制限を行わなければならない客観的な状況は見られない。したがって、国の指導のもとで事業者の自主的な削減努力を継続することで環境負荷の軽減を行えると考えます。

引用資料[1] 参議院(昭和61年3月27日)第104回国会 商工委員会 第4号において、化審法における「不純物」の取扱いについて、以下のように政府より答弁されている；

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/104/1260/10403271260004c.html>

政府委員(岩崎八男君) 確かにこれは問題だと思います。なかなか技術的解決というのは難しいと思いますけれども、不純物といいますが、副生物といいますが、不純物そのものも、やはりそれ自体が化学物質であるという意味においては、そういう化学物質をできるだけ析出分離することによって、その化学物質としてこの化審法にどのように位置づけられるか、このような努力を進めるべきだと思います。

ただ、ダイオキシンみたいなものがそういう化学物質としてこの対象になり得るかという、現状ではそれはなり得ないと思います。ただ、ダイオキシンそのものを生産したり、輸入したりしようということになると、それ自体はこの化審法の対象としてその抑制が可能になりますが、そういう不純物的なものあるいは副生物として出てくるそういうものについて、それを分離した形での判断ができるかどうかということではないかと思います。

引用資料[2] 環境省「黒本調査」：HCB環境濃度

http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2005/http2005d/d_section03_07.html

引用資料[3] 我が国における環境中のHCB及びPCBの状況について(環境省環境管理局大気環境課) <http://www.env.go.jp/info/iken/h170610a/a-10.pdf>

[意見(2)]

・該当箇所：P6からP10の「2.」～「8.」について

・意見内容：

TCPA由来の染料・顔料のBATレベルの施行については、それらのBATレベルの前提となっているHCBが200ppm以下のTCPAの安定供給と購入価格のインパクト等の確認を行い、当該染料・顔料事業への影響を評価して経済的な実行可能性を確認した上で、行っていただきたい。

・理由：

TCPAメーカーは国内ではなく全て外国に存在し、染料・顔料メーカー及びユーザーは国内外の両方に存在、化審法のBATは国内のみに存在するので、染料・顔料の内外メーカーの競争力はBATの設定・施行の条件によっては、例えば国内メーカーだけがHCB200ppm以下の高価なTCPAを購入せざるを得ない状況など、非常に不利な結果を招くことになる。さらに、厳しいBATレベルが施行されると、染料・顔料の輸入品までも値上がりを招き、国内ユーザーにも大きなインパクトを招くことになる。

[意見(1)]で述べましたように「性急なHCB排出制限を行わなければならない客観的な状況は見られない」訳ですから、このような規制によって発生する内外格差は極力小さくしないと、国内産業の衰退を招くだけの結果に終わる恐れがあります。

[意見(3)]

・該当箇所： P10の「8.」 およびP23の「7.」について

・意見内容：

BATレベルの施行にあたっては、輸入事業者や染料・顔料メーカーだけではなく、サプライチェーン全体の状況を十分に把握した上で、暫定措置の必要性などを考慮して戴きたい。

・理由：

サプライチェーン全体には、現在も常に染料・顔料およびその使用製品が流れており、各事業者には在庫が存在しておりますので、現在の自主上限管理レベルからBATレベルの製品が全体に行き渡るまで、相当な遅れ時間が発生すること、等を考慮する必要があります。

[意見(4)]

・該当箇所： P11～13の「10.」について

・意見内容：

HCBの分析技術の標準的方法が提案されておりますが、もし今後国で、標準の分析方法を設定されるようであれば、今回提案された方法と相関関係が確認された簡易法も使用可能にしたい。

・理由：

事業者によっては、分析製品点数の多い場合や、工程管理用の分析と製品の品質管理用の分析があることなどの理由で、簡易法も併用されることがあります。今回提案された標準方法と簡易法の相関関係は確認して使用されるので、必要な信頼度は確保される。

以上